

## 11月の無料相談

日常生活の中で悩んでいることや、疑問に感じていることなどを解決へ導くため、次の相談窓口を開設しています。（※印のある相談は、市内在住・市内勤務の方のみ対象です。）

秘密は守られますので、気軽に相談ください。

### ●相談名など

相談名	相談内容	相談員	日時	備考
無料困りごと相談・法律相談会 ※	相続、離婚、消費者問題など	弁護士 (福島県弁護士会)	月曜日 15時～17時	△予約制 △1回の相談時間は30分
		弁護士 (杜の都法律事務所)	△11月5日(金) △11月19日(金) 13時～16時30分	
	登記、相続、会社・法人の設立および変更など	司法書士	金曜日 13時～15時	
行政相談	国、県、市および特殊法人への苦情・要望	行政相談委員	11月9日(火) 10時～12時	—
交通事故相談 ※	交通事故に関する相談	交通相談所所長	△11月4日(木) △11月18日(木) 9時～17時	予約制
消費生活相談	日常生活の中で生じた商品の売買やサービスの提供に伴うトラブルなど	市職員	毎日(土・日曜日、祝日を除く) 8時30分～17時	必要に応じて県消費生活センターを案内します
多重債務相談 ※	クレジットや消費者金融などを複数利用し、多重債務に陥った方の生活再建を支援する	市職員	毎日(土・日曜日、祝日を除く) 8時30分～17時	必要に応じて弁護士相談が受けられます
市民相談	生活上のあらゆる心配ごとや悩みごと	市職員	毎日(土・日曜日、祝日を除く) 8時30分～17時	—

◎新型コロナウイルス感染症の感染が不安な方、移動が困難な方などのため、自宅から相談員の顔を見て相談できるオンライン相談を行っています。希望する方は、生活環境課に予約ください。

●ここまで相談場所・問い合わせ先 生活環境課（☎ 37-2144）

### 生活困りごと相談 (生活サポート相談センター)

経済的な困りごとなど、気軽に相談ください。

毎日(土・日曜日、祝日を除く) 8時30分～17時

●相談・問い合わせ先 生活サポート相談センター（総合福祉センター（はまなす館）内 ☎ 36-2015）

ホームページは  
こちらから



（☎ 354132）  
△相馬方部衛生組合事務局  
△財政課（☎ 372124）  
●申請・問い合わせ先  
●受付期間  
11月30日(火)  
11月1日(月)  
市は、令和4年度の建設工事委託、物品の入札参加資格審査申請を受け付けます。また、相馬方部衛生組合も市に準じて申請を受け付けます。申請方法や必要書類などは広報そうま10月15日号を確認または問い合わせください。

令和4年度  
入札参加資格審査  
申請受け付け

## 休日の当番医

## 11月の行事予定

(10月 11日現在)

11月3日(水)	わたなべ胃腸内科	大曲字大毛内	26-5061
11月7日(日)	桜ヶ丘さいとう整形外科	中村字桜ヶ丘	35-1333
11月14日(日)	やまぐち小児科医院	中村一丁目	37-8815
11月21日(日)	菅野医院	新地町谷地小屋	63-2388
11月23日(火)	大石医院	中村字大町	35-3451
11月28日(日)	菜のはなこどもクリニック	中村字川沼	36-8739

月日	行事名	場所
11月5日(金)	第75回福島県社会福祉大会	市民会館
11月11日(木)	福島県民共済相馬地区移動相談会 (電話予約制)	市民会館
11月12日(金)	令和3年度相馬地方市町村議会議員・幹部職員合同研修会及び公開講座	市民会館
11月27日(土)	第9回相馬市子ども駅伝競走大会	馬陵通りほか

※診療時間は 9:00 ~ 16:00

※救急医療病院は公立相馬総合病院 (☎ 36-5101)  
相馬中央病院 (☎ 36-6611)

## 休日の当番歯科医

## 献血に協力を

11月3日(水)	松永歯科医院	南相馬市原町区	23-2669
11月7日(日)	新開歯科医院	中村字宇多川町	36-3214
11月14日(日)	羽生歯科医院	南相馬市原町区	23-3214
11月21日(日)	八巻歯科医院	中村一丁目	35-3061
11月23日(火)	松本歯科医院	南相馬市原町区	24-1687
11月28日(日)	桜ヶ丘デンタルクリニック	中村字川沼	26-7018

月日	時間	場所
11月10日(水)	15:30 ~ 16:30	相馬地方広域水道企業団

※診療時間は 9:00 ~ 16:00

※採血は医師の診断の上、行います。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施の上、行います。

- 受付期限 12月13日(月)
- 申し込み方法 市役所1階
- 保険年金課に国民健康保険被保険者証を持参の上、申し込みください。
- 電話申し込み不可。

- 実施期限 月28日(月)
- 度数 ▽相馬中央病院=令和4年2月31日(月)
- 対象者 ▽公立相馬総合病院=令和4年2月28日(月)
- 定員 ▽相馬中央病院=100人程度
- 実施期限 ▽公立相馬総合病院=20人程
- 除く。※後期高齢者医療被保険者を除く。

市は、人間ドック（市国民健康保険）の受付期限を延長し、追加募集を行っています。  
申し込みを忘れていた方や特定健康診査を受診することができなかつた方などは、この機会にぜひ申し込みください。

- 留意事項 10月に特定健康診査を受診した方は、人間ドックを受けられません。
- 自己負担額 ※消費税含む。
- 前立腺がん検査 10月に特定健康診査を受診した方は、人間ドックを受けられません。
- オプション検査 ※自己負担額8,400円
- 料金 3,900円
- ピロリ菌検査
- 対象者 50歳以上の男性
- 検査による抗体検査
- 料金 2,350円(血液検査による抗体検査)
- 申し込み方法 申込みの際に、併せて申し込みください。
- 申込・問い合わせ先 年金課(☎ 372140) 保険

※定員になり次第締め切り。  
※日帰りコースのみ。  
※消費税含む。

● 留意事項 今年度(9月)に特定健康診査を受診した方は、人間ドックを受けられません。

● オプション検査 人間ドック受診者のうち、希望する方は次の検査を受けることができます。

● 料金 3,900円

● ピロリ菌検査

● 対象者 50歳以上の男性

● 検査による抗体検査

● 料金 2,350円(血液検査による抗体検査)

● 申し込み方法 申込みの際に、併せて申し込みください。

● 申込・問い合わせ先 年金課(☎ 372140) 保険

## 国保の人間ドック

## 受付期限延長



## 新型コロナウイルス感染症 感染予防徹底のお願い

新型コロナウイルス感染症は一人一人の予防が重要です。

新型コロナワクチンを接種した方も感染しないわけではありませんので、基本的な感染対策や新しい生活様式に沿った行動を行い、特に、家庭や職場、学校での感染対策の徹底を引き続きお願いします。

◎詳細はホームページを確認ください。

●問い合わせ先 保健センター(☎ 35-4477)

新型コロナウイルスに関する情報





# お知らせ

## 令和4年度保育施設入所受け付け

来年4月に保育施設の入所を希望するお子さんの申し込みを次により受け付けます。

●受付期間  
11月30日（火）  
11月1日（月）  
※土・日曜日、祝日を除く。  
●受付時間  
8時30分～17時

●申込場所  
△保育所の新規・転園＝市役所1階社会福祉課  
△保育所の利用継続＝現在利用中の保育施設  
△認定こども園の保育認定＝市役所1階社会福祉課  
△認定こども園の教育認定＝認定こども園（みどり幼稚園）  
※令和4年4月にみどり幼稚園が認定こども園に認可予定です。

●対象者  
市内在住で保護者の就労や病気、親族の介護などの「保育を必要とする事由」に該当する世帯のお子さん（転入予定者を含む）

●留意事項  
△書類不備や記入漏れなどがないよう確認の上、申請ください。

△入所選考は先着順ではありません。

△上記申し込み受け付け分は二次選考になります。

△現在入所保留（待機）中で令和4年度の入所を希望する場合は、改めて申し込みが必要です。

△令和4年5月以降の入所を希望する方は、入所希望月の2カ月前の末日までに申し込みください。

△保育料は、お子さんの年齢（令和4年4月1日時点）と

●申し込み方法  
「保育施設入所申し込みのご案内」に記載の必要書類をそろえ、はんこを持参の上、該当する申込場所に提出ください。

※新規申込の場合、個人番号（マイナンバー）の提供が必要です。

※提出書類は保護者が持参ください。

※「保育施設入所申し込みのご案内」などは、社会福祉

課で配布するほか、市のホームページからもダウンロードできます。

利用時間区分、保護者などの市町村民税額に応じて決定します。



## 令和3年度個人事業税（2期）納税のお知らせ

個人で事業を営む方のうち、個人事業税の課税対象となる方へ、8月に納税通知書を送付していますが、2期分は、11月10日（水）に納税のお知らせを発送する予定です。

なお、税務署へ所得税の確定申告書を提出した時期などにより、納期が異なる場合があります。

●納期限  
11月30日（火）  
●問い合わせ先  
相双地方税务局（☎ 37-1126）

※個人事業税とは、県内で個人で事業を営む方に、税務署に提出した所得税の確定申告をもとに課税する税金です。

あります。

## スポーツアリーナそうま利用中止のお知らせ

スポーツアリーナそうま復旧工事の予定変更などに伴い、一般利用を次のとおり中止します。

### ●中止期間と対象施設

施設名	令和3年		令和4年		
	11月	12月	1月	2月	3月
第一体育館	アリーナ				
	会議室1				
	会議室2				
	柔剣道場				
第二体育館	アリーナ				
	軽運動場				
	打合せ室				

※中止期間は延長になる場合があります。

●問い合わせ先 スポーツアリーナそうま（☎ 37-2309）

## 参加チーム募集

# 第9回相馬市子ども駅伝競走大会

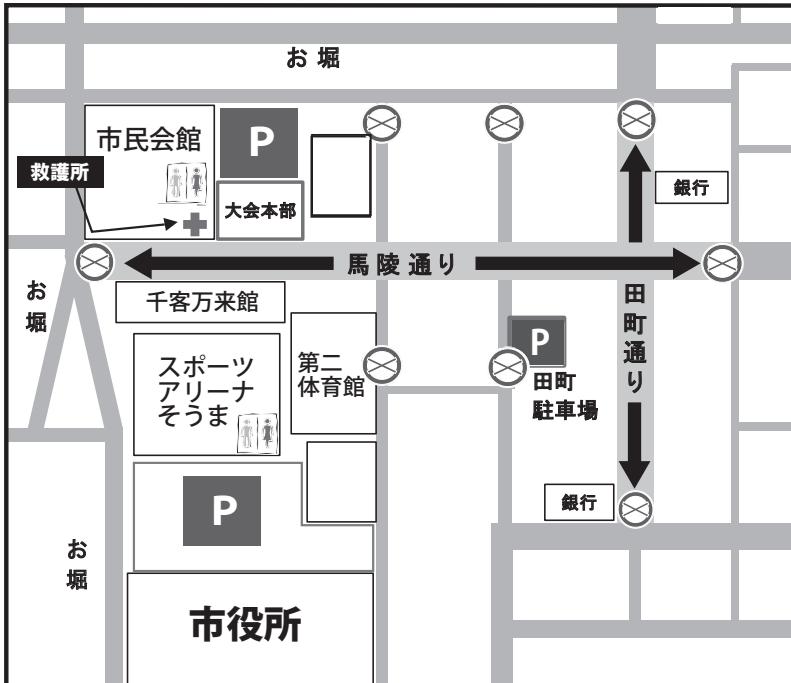
新型コロナウイルス感染症の影響による日ごろの運動不足を解消するため、馬陵通り・田町通りを会場として、子ども駅伝競走大会を開催します。

※参加者は市内在住の方のみとなります。

●日時 11月27日（土）8時  
30分～13時ころ

※荒天中止。

●コース 地内（左図のとおり）  
○当日は、7時～13時ころまで交通規制となりますので、協力をお願いします。



### ●申込・問い合わせ先

生涯学習課

(☎ 372278)

●詳細は問い合わせください。  
●申込期限 11月15日（月）

●申し込み方法 紙に必要事項を記入し、市役所1階生涯学習課に提出ください。

●競技部門 下表のとおり  
●参加費 無料  
※任意のチーム名を決めていただきますが、同一チーム名となつた場合は先着順。人でも可。

※各部門先着15チーム程度。  
※申込チーム数や進行状況により各部門のスタート時間を変更する場合があります。

●チーム編成 監督1人、選手5人（補欠1人編成可）  
※一般の部（高校生以上）を除き、監督は選手の保護者とし、チーム編成は学校などの単位に限らず、友人知人でも可。

●参加資格 市内の幼稚園・保育園児、小学生、中学生（スポーツ少年団単位も含む）および市内在住の高校生以上の方で、自力で完走可能な方

### ●競技部門

部門	スタート時間	走行距離
小学生3・4年女子の部	9:00	2,500メートル：500メートル×5人
小学生3・4年男子の部	9:15	500メートル：100メートル×5人
小学生1・2年の部（男女混合）	9:30	4,000メートル：500メートル×2人（1,2走者）、1,000メートル×3人（3～5走者）
幼稚園・保育園児の部（男女混合）	9:45	5,000メートル：1,000メートル×5人
小学生5・6年女子の部	10:15	
小学生5・6年男子の部	10:40	
中学生女子の部	11:05	
中学生男子の部	11:30	
一般の部（高校生含む）	11:55	

## ごみのポイ捨ては絶対にやめましょう

道路沿いや空き地などにペットボトルや食料品の容器などのごみがポイ捨てされているとの報告が市に多く寄せられています。また、決められた収集所以外への投棄は犯罪となり、厳しい罰則が設けられています。

一人一人が、きれいな街を維持することを普段から心掛け、ごみのポイ捨ては絶対にやめましょう。

●問い合わせ先 生活環境課（☎ 37-2143）



空き地にポイ捨てされたごみ

# 令和4年度放課後児童クラブ登録受け付け

来年4月から入会を希望する児童の登録申し込みを次により受け付けます。

るほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※申し込み多数の場合、利用できないことがあります。

市は、令和元年台風第19号などの義援金の申請をした方に、10月25日（月）に県義援金の4次配分（4回目）を振り込みました。

早めに申請ください。  
◎詳細は市ホームページをご覧ください。

●受付期間  
11月30日（火）  
11月1日（月）

●対象児童 市内の小学生で次の要件の全てに該当する児童

●留意事項 登録者は、児童クラブ入所選考基準により審査します。利用する場合、保護者会費（月間）、保険料（年間）がかかります。

●問い合わせ先 社会福祉課  
（☎ 372204）  
個別に支給通知はしませんので、通帳を記帳するなどして入金を確認ください。

●問い合わせ先 社会福祉課  
（☎ 372204）  
○問い合わせ先 社会福祉課  
（☎ 372204）  
○問い合わせ先 社会福祉課  
（☎ 372204）



# 令和元年台風第19号などの義援金4次配分の振り込み

## ●放課後児童クラブ一覧

小学校名	児童クラブ名（愛称）	予定定員	電話番号
桜丘小学校	中央児童センター（ボニークラブ・ことりクラブ）	100人	35-2008
	西部子ども公民館（こすもすクラブ） ※自宅の住所が小野または黒木（高池、四反田、源多田、上泉、諏訪田を除く）の方。	60人	32-0400
中村第一小学校	川原町児童センター（みつばちクラブ） ※定員を超えた場合、川原町児童センター一分室（すみれクラブ）。	70人	35-6355（みつばち）
	相馬愛育園放課後児童クラブ（つばさクラブ） ※定員は山上小との合計。	40人	35-5160（すみれ）
飯豊小学校	飯豊小学校放課後児童クラブ（ひまわりクラブ）	30人	36-5591
大野小学校	大野小学校放課後児童クラブ（たんぽぽクラブ） ※定員を超えた場合、西部子ども公民館（こすもすクラブ）。	30人	36-3570（たんぽぽ）
			32-0400（こすもす）
中村第二小学校	中村第二小学校放課後児童クラブ（かもめクラブ）	70人	38-8131
日立木小学校	日立木小学校放課後児童クラブ（めだかクラブ）	30人	35-3400
磯部小学校	磯部小学校放課後児童クラブ（げんきクラブ）	20人	32-1787
山上小学校	相馬愛育園放課後児童クラブ（つばさクラブ） ※定員は中村一小との合計。	30人	36-5591
八幡小学校	八幡小学校放課後児童クラブ（なのはなクラブ）	40人	26-9011

※詳細は各児童センター、児童クラブに問い合わせください。

●留意事項  
△義援金の申請をした方には、指定の口座に義援金を振り込まれますが、受取人死亡による口座の閉鎖や自己都合の解約など振込不能となる例が相当数あります。その場合は、新しい代表者の口座に変更する必要がありますので、市役所1階社会福祉課で手続きください。  
△義援金支給対象となる方は、まだ申請をしていない方は、

●受付窓口  
△中央児童センターおよび川原町児童センターⅡ各児童センター  
△そのほかの児童クラブⅡ社会福祉課または各児童クラブ登録申請書と添付書類を提出ください。  
※申請書は各窓口に備えつけ

△保護者の就労などにより放課後家庭が留守になる児童  
△放課後児童クラブでの集団生活が可能な児童  
△年間を通しての利用が見込まれる児童  
得られる家庭は除きます。  
※現在利用中の方も申し込み

●申し込み方法  
△年間を通じての利用が見込まれる児童  
得られる家庭は除きます。  
※祖父母や親戚などの協力を得られる家庭は除きます。  
※現在利用中の方も申し込み

●問い合わせ先  
△一部損壊（準半壊および床上浸水）＝7、150円  
△一部損壊（床下浸水）＝3、575円  
△半壊・大規模半壊＝14、300円  
●留意事項  
△義援金の申請をした方には、指定の口座に義援金を振り込まれますが、受取人死亡による口座の閉鎖や自己都合の解約など振込不能となる例が相当数あります。その場合は、新しい代表者の口座に変更する必要がありますので、市役所1階社会福祉課で手続きください。  
△義援金支給対象となる方は、まだ申請をしていない方は、

ホームページはこちらから



# 避難情報の確認を

水災害への備えや対応は、危険度の高まりに応じて次の5段階の警戒レベルに区分されます。

災害時は、市が出す避難情報（警戒レベル）に応じて、避難すべき場合は、確実に避難しましょう。

## ●警戒レベルなど

警戒レベル	市民がとるべき行動	避難情報など
5	命の危険、直ちに安全確保	緊急安全確保
4	危険な場所から全員避難	避難指示
3	危険な場所から高齢者などは避難	高齢者等避難
2	自らの避難行動を確認	大雨注意報、洪水注意報
1	災害への心構えを高める	早期注意情報

防災メールの登録はこちら

防災メール



●問い合わせ先 地域防災対策室（☎372121）

## ●避難情報のポイント

△警戒レベル4で危険な場所から全員避難するようにしてください。

△警戒レベル5は、既に安全な避難ができず、命が危険な状況です。警戒レベル5緊急安全確保の発令を待つてはいけません。

△警戒レベル5が出ても避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、近くの安全な建物に移動するなど、命を守るために最善な行動をとつてください。  
△豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。  
△避難先は、市が開設する避難所や避難場所だけではありません。安全な親戚、知人宅に避難することも考えてみましょう。

△安全な場所にいる人は、避難所や避難場所に行く必要はありません。

△安全な場所にいる人は、避難所や避難場所に行く必要はない。

# 特別障害者手当・障害児福祉手当制度

重度の障がいによる介護などの負担を軽減するため支給される制度です。

◎支給には、支給対象者・扶養義務者の所得制限があります。所得制限の基準や障がいの程度などの詳細は、問い合わせください。

●対象者 重度の障がいが2つ以上ある方またはそれに準ずる程度の障がいのある方

重度の障がいにより、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給します。

## 【特別障害者手当】

重度の障がいにより、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給します。

●対象者 重度の障がいが2つ以上ある方またはそれに準ずる程度の障がいのある方

重度の障がいが2つ以上ある方またはそれに準ずる程度の障がいのある方

●対象者 重度の障がいが2つ以上ある方またはそれに準ずる程度の障がいのある方

●対象者 重度の障がいが1つ以上ある方

●対象者 重度の障がいが1つ以上ある方

## 【障害児福祉手当】

重度の障がいが2つ以上ある方またはそれに準ずる程度の障がいのある方

重度の障がいが1つ以上ある方

重度の障がいが1つ以上ある方

重度の障がいが1つ以上ある方

重度の障がいが1つ以上ある方

重度の障がいが1つ以上ある方

重度の障がいが1つ以上ある方

きない程度または立ち上がる

ことができない程度の体幹機能障がいのある方

⑥両大腿の2分の1以上を欠く方

⑦自力で座つていることがで

きない程度の体幹機能障がいのある方

⑧身体の機能の障がいまたは

長期にわたる安静を必要とする

病状が①～⑤と同程度以上と認められる状態であつて、

自立して日常生活を営むこと

ができない程度の方

⑦精神の障がいであつて、①～⑤と同程度以上と認められる程度の方

△施設に入所中の方

△3カ月以上継続して病院または診療所に入院している方

△常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給します。

●対象者 重度の障がいが1つ以上ある方

●対象者 重度の障がいが1つ以上ある方

●対象者 重度の障がいが1つ以上ある方

●対象者 重度の障がいが1つ以上ある方

●対象者 重度の障がいが1つ以上ある方

④両上肢の全ての指を欠く方

⑤両下肢の用を全く廃した方

⑥両大腿の2分の1以上を欠く方

⑦と同程度以上と認められる程度の方

⑧身体の機能の障がいが重複する場合であつて、①～⑩と同程度以上と認められる程度の方

⑨精神の障がいであつて、①～⑦と同程度以上と認められ

る程度の方

⑩身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がいが重複する場合であつて、①～⑦と同程度以上と認められる程度の方

⑪身体の機能の障がいが重複する場合であつて、①～⑦と同程度以上と認められる程度の方

⑫身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がいが重複する場合であつて、①～⑦と同程度以上と認められる程度の方

⑬身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がいが重複する場合であつて、①～⑦と同程度以上と認められる程度の方

⑭身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がいが重複する場合であつて、①～⑦と同程度以上と認められる程度の方

⑮身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がいが重複する場合であつて、①～⑦と同程度以上と認められる程度の方

⑯身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がいが重複する場合であつて、①～⑦と同程度以上と認められる程度の方

⑰身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がいが重複する場合であつて、①～⑦と同程度以上と認められる程度の方

⑱身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がいが重複する場合であつて、①～⑦と同程度以上と認められる程度の方

⑲身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がいが重複する場合であつて、①～⑦と同程度以上と認められる程度の方

⑳身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がいが重複する場合であつて、①～⑦と同程度以上と認められる程度の方

㉑身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がいが重複する場合であつて、①～⑦と同程度以上と認められる程度の方



●問い合わせ先 健康福祉課（☎372109）

●問い合わせ先 健康福祉課（☎372109）

# 11月は児童虐待防止推進月間です

189 (いちはやく) 「だれか」じゃなくて「あなた」から

## ●救える子どもがいます

あなたの周りに気になる子どもはいませんか? もしかしたらと感じたら、すぐに児童相談所や家庭児童相談室に連絡ください。

児童虐待は、地域全体で取り組むことで、発生予防や早期発見につながります。

あなたの一報で救える子どもがいます。

## ●最初の気付きが重要

親子の態度や行動を見て、「親子関係が何か変だな」と思つても、それが虐待によることを証拠立てることはなかなか困難です。親に話しかけても「他人は余計な口出しをしないで」などと否定されることがあります。

## ●児童虐待の結果は

児童虐待は、家庭内におけるしつけとは明らかに異なり、子どもの心身の成長と人格形成に重大な影響を与えます。

幼少期に虐待を受けて育つと虐待が次の世代に引き継がれる恐れもあり、早期に発見し対応することが大切です。

児童虐待は、周辺が気付き、必要な援助、支援などの手を差し伸べることが必要です。※しつけでも体罰は、法律で禁止されています。

## ●児童虐待とは…?

△身体的虐待=殴る、蹴る、叩く、投げ落とすなど

△性的虐待=子どもへの性的行為、性的行為を見せるなど



@soma\_city

相馬市公式ツイッターです。  
随時、市からのお知らせをお伝えしています。

△ネグレクト=家に閉じ込められる、食事を与えない、ひどく不潔にするなど

△心理的虐待=言葉による脅し、無視、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

△体罰=いたずらをしたので長時間正座させる、宿題をしなかつたので夕食を与えないなど

△児童相談所全国共通ダイヤル(☎189「いちはやく」)※最寄りの児童相談所につながります。

05)

△県浜児童相談所南相馬相談室(☎261135)

△市家庭児童相談室(相馬愛育園内)(☎3721173)

△子どもSOSフリーダイヤル(☎0120-370-4

05)

△児童相談所全国共通ダイヤル(☎189「いちはやく」)※最寄りの児童相談所につながります。

05)

△児童虐待は、虐待への対応策や親への支援などがない限り

り、子どもの生命に危険を及ぼすだけでなく、心にも深い傷を残すことになります。

国一斉に秋季火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的にしています。

11月9日から15日まで、全国一斉に秋季火災予防運動が実施されます。

11月9日から15日まで、全国一斉に秋季火災予防運動が実施されます。

## 【6つの対策】

①火災の発生を防ぐために、ストーブやガスコンロなどは安全装置の付いた機器を使用する。

②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。

③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具や衣類、カーテンは防火品を使用する。

④火災を小さいうちに消すため、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。

⑤高齢者や身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。

⑥防火防災訓練への参加や戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

⑦寝タバコは絶対にしない、ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。

⑧ガスコンロを使うときは火のそばを離れない。

# 秋の火災予防運動が始まります

【2021年度全国統一防火標語】

## おうち時間 家族で点検 火の始末

11月9日から15日まで、全国一斉に秋季火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的にしています。

11月9日から15日まで、全国一斉に秋季火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的にしています。

11月9日から15日まで、全国一斉に秋季火災予防運動が実施されます。

④コンセントのほこりを清掃し、不要なプラグは抜く。

## 【4つの習慣】

### 住宅火災 いのちを守る10のポイント

#### 【4つの習慣】

①寝タバコは絶対にしない、

②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。

③ガスコンロを使うときは火のそばを離れない。

④火災を小さいうちに消すため、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。

⑤高齢者や身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。

⑥防火防災訓練への参加や戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

⑦寝タバコは絶対にしない、

⑧ガスコンロを使うときは火のそばを離れない。

⑨火災を小さいうちに消すため、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。

⑩寝タバコは絶対にしない、

⑪ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。

⑫ガスコンロを使うときは火のそばを離れない。

⑬火災を小さいうちに消すため、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。

⑭寝タバコは絶対にしない、

⑮ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。

⑯ガスコンロを使うときは火のそばを離れない。

⑰火災を小さいうちに消すため、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。

⑱寝タバコは絶対にしない、

⑲ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。

⑳ガスコンロを使うときは火のそばを離れない。

㉑火災を小さいうちに消すため、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。

㉒寝タバコは絶対にしない、

㉓ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。

㉔ガスコンロを使うときは火のそばを離れない。

㉕火災を小さいうちに消すため、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。

㉖寝タバコは絶対にしない、

㉗ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。

㉘ガスコンロを使うときは火のそばを離れない。

㉙火災を小さいうちに消すため、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。

㉚寝タバコは絶対にしない、

㉛ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。

㉜ガスコンロを使うときは火のそばを離れない。

㉝火災を小さいうちに消すため、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。

㉞寝タバコは絶対にしない、

㉟ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。

㉟ガスコンロを使うときは火のそばを離れない。

㉟火災を小さいうちに消すため、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。

㉟寝タバコは絶対にしない、

㉟ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。

㉟ガスコンロを使うときは火のそばを離れない。

㉟火災を小さいうちに消すため、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。

**11月30日は「年金の日」です**

老後の生活を支える年金は自身の年金記録をもとに計算されます。記録に漏れや誤りがあると、本来の年金額を受け取ることができません。

●問い合わせ先  
▽保険年金課（☎372141）  
▽日本年金機構相馬年金事務所（☎365172）  
※音声案内が聞こえたら、5番を押してください。

令和3年5月に障害者差別解消法が改正されました。今回の改正で、国や地方自治体などの行政機関だけでな

## 相馬地方障がい者差別解消講演会 「障害者差別解消法—求められる合理的配慮とは?」

## 借金の 無料相談会

財務省福島財務事務所は、専門相談員が、借金を抱えお

● 「ねんきん定期便」とは  
て、自身の年金記録や年金受  
給見込額を確認してみません  
か？

年金見込額などをお知らせするため、日本年金機構が毎年誕生月に送付するはがきで

卷之三

インターネットに接続したら、いつでも自身の年金の情報（将来の年金受給見込額など）や電子版「ねんきん定期便」、受給に関する各種通知書などを確認できるサービスです。

## ●「ねんきんネット」の利用方法

▽日本年金機構のホームページ  
ジからログイン  
▽マイナポータルからログイン

参加者募集

# 「福島とSDGs」を 学ぶ講座

三春町にある福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」で、「福島とSDGs」を学ぶ講座を開講します。

福島の環境の現状やエネルギー、気候、環境、農業、まちづくりなどさまざまな分野のSDGs達成に向けた取り組みを学んでみませんか？

◎応募方法などの詳細  
は、ホームページを確  
認ください

●応募・問い合わせ先 福島県環境創造センター(☎ 0247-61-6129)

コミュケン福島

く、企業や店舗など民間事業者も障がい者に対して「合理的配慮」の提供が義務となります。

「合理的配慮」とは何かを  
中心に、私たちが目指す共生社会について学ぶ講演会を次  
のとおり開催します。  
ぜひ参加ください。

日時 11月24日(水) 14時  
～ 15時30分

● 講師　富樺正義氏（公益財団法人日本ケアフィット共育機構）

● 定員　100人

● 申し込み方法　電話またはファックスで申し込みください

● 申込期限　11月10日（水）

● 申込・問い合わせ先　相馬地方基幹相談支援センター拓（☎ 267470、ファックス267471）

○ 悩みの方から家計や借金の状況などを伺ってアドバイスを行なうほか、必要に応じて弁護士などの専門家に引継ぎを行う相談会を開催します。

相談は無料で秘密は厳守します。

一人で悩まず、気軽に相談ください。

● 日時　11月12日（金）13時  
～16時

●申込期限 11月11日(木)  
●※当日受け付けが可能な場合  
もありますので、電話で問  
い合わせください。  
申込・問い合わせ先 財務  
省福島財務事務所(☎024-  
1533-10064)  
※土・日曜日、祝日を除く。  
8時30分～16時30分。

